

観光を活かした地域経済の活性化事業 出店募集要項

ひらかたパークと枚方市が連携し、地元の観光を楽しむマイクロツーリズムの促進に取り組むことから、市内にある観光資源となりうる魅力的な店舗がひらかたパーク内で出店する機会を設けることで、後々の実店舗への訪問につなげるなど市内への周遊を図り、名産品の開発など地域の魅力向上を目指します。

1. 出店目的

ひらかたパークならびに枚方市のイメージを尊重し、衛生的かつ安全な商品を販売するとともに、地域の魅力向上に貢献する

2. 出店資格

- ・ 枚方市内に本店がある 飲食店または物販店舗で、本出店募集要項に同意いただける事業者様

3. 出店方法

- ・ 移動販売車、仮設テント、ワゴンに限る

4. 出店者で手配いただくもの

- ・ 店舗の設備および運営に関わるもの全て
- ・ 売上記録が確認できるレジスター
- ・ 設営・撤収
- ・ 新型コロナウイルス対策（大阪府ゴールドステッカー認証基準に基づく）

※電源（100V20Aを2回線）、水道はひらかたパークでご用意します。また、出店に伴う販売賃料及び水道電気費は不要です。

5. 出店期間

2021年11月20日～2022年1月31日までの土日祝日、冬休み期間における下表のタームA～Oごとに希望を募り出店スケジュールを決定いたします。出店希望タームの8日前に申込みを締め切り、7日前に出店可否をお知らせします。なお、複数タームお申し込みいただくことはできますが、申込み多数の場合には出店日数の少ない事業者を優先させていただき、さらには抽選により決定させていただく場合があります。

- A 11月20日（土）・21日（日）
- B 23日（火・祝）
- C 27日（土）・28日（日）
- D 12月 3日（土）・4日（日）
- E 11日（土）・12日（日）
- F 18日（土）・19日（日）

G	24日(金)・25日(土)・26日(日)・
H	27日(月)・28日(火)・29日(水)
I	30日(木)・31日(金)
J	1月 2日(日)・3日(月)
K	4日(火)・5日(水)・6日(木)
L	8日(土)・9日(日)・10日(月)
M	15日(土)・16日(日)
N	22日(土)・23日(日)
O	29日(土)・30日(日)

注意事項

1. テント販売の場合には、三方幕・ウエイトなどにより安全対策を行うこと。
2. 店舗の設置及び撤収作業は、営業時間外（および前後30分）に行うこと。
3. 出店スペースは、3.0メートル×5.0メートル以内とします。
4. 営業時間はひらかたパークの営業時間に準じ、別途指示のない限り、時間の短縮、延長はしないこと。
5. 出店場所はひらかたパークが決定します。
6. メニュー等の看板を設置する場合はB1サイズ以下のものを1枚までとし、のぼりの使用は2本までとします。
7. 店舗の列整理については出店者で行い、共用部に支障をきたさないよう努めるものとします。
8. 取扱商品については「出店申込書」に記載され、ひらかたパークの承認を受けた販売品目、価格に限り販売できるものとします。既存テナントの主力メニューと重複するものについては、販売を認めない場合があります。また、園内で既に販売のある同一商品においては価格の調整を行います。アルコール飲料、アルコールテイスト飲料についてはオフィシャルスポンサー（アサヒビール株式会社）の取扱商品のみ販売いただけます。
9. 安全や品質を保証できないもの、コピー商品、危険物、公序良俗に反するもの、その他ひらかたパークおよびイベントの主旨に合致しないとひらかたパークが判断したものを販売することはできません。
10. 出店者は、各種法令を遵守し、食品衛生法に基づく表示（アレルギー物質、製造表示）、および米トレサビリティ法に基づく産地情報の表示等をおこなうこととします。
11. 飲食店営業の場合には、必要に応じた食品衛生法に基づく枚方市内一円の飲食店営業許可、および販売品目に応じた営業許可を受けていただきます。
食品衛生法に基づく「許可証」の写しを、「出店申込書」に添えてひらかたパークに提出してください。
12. お客さまの安全が担保できるよう、管理におけるトラブルについても出店者が責任を負うものとします。出店者が、来園者その他に対して損害を与えたときは、出店者の責任と負担において解決するものとします。
ひらかたパークが出店者に代わって損害を賠償したときは、出店者はひらかたパークに遅滞なくその金額を支払うものとします。

13. 営業に伴い、周辺に著しく煙や臭気を発する場合には、営業を休止させていただく場合があります。
14. 毎日の売上は、所定の様式（「売上報告書」（別紙参照））を使用し、1円単位で正確にひらかたパーク本部事務所の総務部（経理）へ報告してください。
15. トイレは、従業員用トイレまたは、お客様の利用を優先しての園内トイレを利用してください。
16. 廃棄物は分別回収に協力し、ゴミ集積場に持ち込んでください。
17. その他安全への配慮として小さなお子さまが多数利用される遊園地であることから、お客さま、特に小さなお子さまのケガ、食品事故が発生しないよう、設営、運営することとし、店舗の安全管理を徹底してください。
18. 出店者またはその関係人の故意あるいは過失により、ひらかたパークの設備を破損させた場合は、速やかにひらかたパークへその旨を報告し、出店者の費用負担により、原状回復するものとします。
19. 雨天時または天候不良時など店舗の運営上問題がある場合には、ひらかたパークに連絡をいただき、中止を判断させていただく場合があります。
20. 一度出店されますと、ひらかたパークの営業時間中は車の移動ができません。園内は徒歩または台車による物品の移動が可能です。
21. 出店する権利を第三者へ譲渡することできません。
22. 出店者は、出店申込時に、出店者の役員ないし使用人が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力でないことを誓約します。出店者は、ひらかたパークが随時おこなう、出店者の役員ないし使用人が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力でないことの調査に協力し、ひらかたパークから求められた資料等を提出するものとします。
23. 下記の事項に該当し、またひらかたパークの指示、協力要請にしたがわないときは、出店許可を取り消します。
 - ①本出店要項に違背し、または公の秩序を乱す等の不都合な行為があった場合
 - ②出店者の役員ないし使用人が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力であることが判明した場合
 - ③自らまたは第三者をして、ひらかたパークのお客さま・使用人に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的行動、著しい迷惑を及ぼす言動、業務妨害行為、暴力的要求行為などの行為をおこない、または合理的範囲を超える負担を要求した場合
24. ひらかたパークへの出店に伴い車両を発着させる際には、大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という）を順守し、大阪府流入車規制の対象となる自動車を使用する場合は、適合車を使用するものとします。
25. 営業に際しては、大阪府の感染防止ゴールドステッカー認証基準に準じた体制で販売を行うものとします。業務中は不織布マスクを適切に着用し、ウレタン系素材のものは着用を認めません。
26. 車両、従業員の出入は従業員用出入口を利用いただきます。
27. 釣銭は、出店店舗にてご用意いただき、売上金も持ち帰り等により事業者で管理をいただき、保管またお預かりすることができません。

28. 翌日にも出店日が続いている場合には、店舗を設置のままにすることが可能です。ただし、第三者および夜間侵入者のほか野生動物などにより店舗に損害が発生した場合に、ひらかたパークは責任を負えません。

以 上